

越前市水道施設運転管理業務包括委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

この要領は越前市が水道施設運転管理業務包括委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、本業務の受託候補者を特定するために、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

業務名：越前市水道施設運転管理業務包括委託

本業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は別紙「越前市水道施設運転管理業務包括委託要求水準書」（以下「要求水準書」）のとおりとする。

（１）運転監視業務

- ア 水道施設の運転監視
- イ 水道施設の機器運転操作、機器切換
- ウ 水道施設の故障・緊急時の初期対応・緊急連絡
- エ 停電時の対応
- オ 各種データの記録、整理
- カ 業務日報、月間業務報告書及び年間業務報告書作成
- キ その他業務上必要な諸作業
- ク その他、本市が必要とする事項

（２）巡視点検・設備保全業務

- ア 水道施設（施設・機械・電気・計装設備等の状態確認、機器切換、工業用水道検針等）の巡視点検
- イ 水道施設（機械・電気・計装設備等）の不具合調査、整備、軽微な故障の修理・修繕
- ウ 水道施設の防犯状況、施設の施錠の確認
- エ 水道施設等の水質状況確認

- オ 薬品の注入率管理
- カ 薬品等の在庫量確認
- キ 取水口の清掃、詰りの解除など取水量の確保
- ク 法令点検（危険物地下タンク等点検、自家用電気工作物点検）
- ケ 工業用水道検針
- コ 点検計画表・点検報告書の作成・整理
- サ 設備台帳の整理
- シ 月報及び年報の作成
- ス その他、本市が必要とする事項

（３）水質管理業務

- ア 水処理状況確認業務（県水及び原水、浄水についての色、濁り、残留塩素などの確認）
- イ 水道施設の運転管理上で必要な通常的水質管理
- ウ 薬注管理業務（薬品の注入率管理）
- エ 本市が作成する定期水質検査実施計画表に基づく原水の採水業務
- オ 水質計器の清掃・校正
- カ 臨機の措置及び緊急対応
- キ 検査結果の記録及び報告、資料の整理
- ク その他、本市が必要とする事項

（４）防犯業務

- ア 水道施設の施錠確認及びセキュリティ監視設備の操作
- イ 水道施設のフェンスの確認及び建物周辺の巡視業務
- ウ 侵入警報発生時の対応
- エ アからウまでの記録、結果の報告
- オ その他、本市が必要とする事項

（５）維持管理業務

- ア 水道施設等の清掃業務
- イ 水道施設等の敷地内の除草及び植栽管理
- ウ 水道施設等の敷地内の除雪・排雪業務

- エ 水道施設等の産業廃棄物処理業務の補助業務
- オ 水道施設等の場内及び場外の整理整頓、清潔の維持
- カ アからオまでの記録、結果の報告

(6) 事務業務

- ア 諸計画の作成
- イ 各種報告書類の作成
- ウ 設備台帳の入力・更新及び管理・保存
- エ 健康診断の実施と記録の保管
- オ その他業務履行上必要な事務等

(7) 修繕等業務

- ア 見積額200万円以下（消費税込み）の修繕の実施
- イ 水道施設等の設備・機器等に故障が発生したときの初期対応と軽微な修理
- ウ 水道施設等の修繕計画作成、工事施工
- エ セキュリティ監視設備の修繕
- オ 水道施設等の設備・機器等に関する資料の整理、設備台帳の整理
- カ アからオの記録、結果の報告
- キ その他、本市が必要とする事項

(8) 管理・調達業務

- ア 薬品類の在庫管理及び調達
- イ 試験用試薬の在庫管理と調達
- ウ 水道施設の電力の調達
- エ 水道施設の燃料（ガソリン、軽油等）の在庫管理と調達
- オ 通信手段の調達
- カ 備品・消耗品類の調達
- キ 巡視点検及び水質計器校正に用いる各種計測機器の精度管理
- ク 安全衛生関係部品の調達
- ケ アからクまでの記録、結果の報告
- コ その他、本市が必要とする事項

(9) 漏水調査業務

- ア 現場下見調査
- イ 栓弁音聴調査
- ウ 路面音調査
- エ 漏水確認調査
- オ 流量測定調査
- カ 調査計画書・調査報告書の作成・整理

(10) 業務引継ぎ

- ア 引継書の作成
- イ 令和7年度までの受託者との引継ぎの実施
- ウ 令和13年度からの受託者に対する引継ぎの実施
- エ 引継ぎ内容の記録及び報告
- オ その他、本市が必要とする事項

(11) その他

- ア データの記録・分析・管理
- イ 村国浄水場への電話対応
- ウ 緊急時における本市の職員への通報
- エ 施設見学者対応協力
- オ その他業務上必要な諸作業
- カ アからオまでの記録、結果の報告

3 契約上限金額（5年間総額）

733,770,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。また、参考見積金額は、上記の契約上限額を超えてはならないものとする。（本契約上限金額には、修繕工事費を年間750万円含むものとする）

4 契約形態

5年間の複数年契約とする。

ただし、本市と受注者双方協議の上、本契約期間を変更することができる。

5 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。なお、本契約締結日から令和8年3月31日までの期間は準備期間とし、受託候補者は本業務開始時から円滑に業務を履行することができるよう自己の責任と負担において、業務に係る引継ぎ、業務従事者の確保及び研修等を行うものとする。

6 参加資格要件

プロポーザルへの参加を申込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）に必要とされる資格要件は次のとおりとする。

- （1）共同企業体（以下「JV」という。）又は複数企業・組合により構成される特別目的会社（以下「SPC」という。）のいずれかとし、構成企業（以下「構成員」という。）のうち、1社以上は、越前市内に主たる営業所を有し、かつ越前市水道事業に関する履行実績を有すること。
- （2）JV又はSPC（以下「JV等」という。）の代表企業は、福井県内に主たる営業所若しくは契約を締結する権限を有する支店・営業所があること。
- （3）JV等は、代表企業若しくは構成企業の内1社が、日本国内で給水人口5万人以上の水道施設において同種業務を元請又はJV等の代表企業として3年以上受託した実績を有すること。
- （4）JV等の構成企業数は、2社又は3社とすること。
- （5）JV等の代表企業の出資比率は最大であること。また2社の場合、構成員の最小の出資比率は30%以上、また3社の場合、構成員の最小の出資比率は20%以上であること。
- （6）JV等の構成員は、同一案件に係る他の構成員でないこと。なお、有資格者は構成員のいずれかに3ヶ月以上の継続的な雇用関係が確認できる者であること。

(7) J V等は、本業務開始時において次の有資格者を配置すること。

- ア 水道法第24条の3第3項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有し、かつ、浄水場運転管理の実務経験を3年以上保有する者
- イ 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者
- ウ 電気工事士の資格を有する者
- エ 電気主任技術者の資格を有する者
- オ 危険物取扱責任者乙種4類の資格を有する者

(8) 構成員は、令和7年度の越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者

(9) 構成員は、公示日から契約締結日までの間において福井県又は越前市において指名停止等を受けている期間中でない者

(10) 構成員は、参加申込時点において以下の要件に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始している者
- ウ 法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- エ 県内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、県税を滞納している者
- オ 市内に本店又は営業所等を有する法人又は団体にあつては、市税を滞納している者
- カ 事業主若しくは団体の役員等（以下「役員等」という。）が暴力団員であること若しくは事業の経営に暴力団員が事実上参加していること若しくは役員等が知りながら暴力団員を雇用し、暴力団員を利用し、若しくは暴力団の維持に関与していること又は役員等が知りながらこれらに該当しているものと契約を締結していること（法令の規定により契約の締結の義務がある場合を除く。）が明白であるとき。

7 質問の受付及び回答

プロポーザルに対し、質問がある場合は、以下により質問書により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年10月31日（金）午後5時まで（必着）

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(2) 提出方法

電話連絡の上、質問書（様式第9号）により、持参又は電子メールにて提出すること。

※提出先アドレスは「suidou@city.echizen.lg.jp」とする。

※件名は「質問：水道施設運転管理業務包括委託に係るプロポーザルに関する事」とすること。

(3) 回答予定日

令和7年11月6日（木）

(4) 回答方法

質問内容及びその回答を市ホームページに掲載する。

8 プロポーザルへの参加申込及び提出方法

参加申込事業者は、参加表明書（様式第1号）と次に掲げる添付書類を全ての構成員について提出するものとする。

(1) 添付書類

ア 会社概要（様式第2号）（会社案内等パンフレットでも可）

イ 業務実績調書（様式第3号）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可 発行後3箇月以内のもの）

エ 財務諸表（直近2箇年の貸借対照表及び損益計算書等）

オ 納税証明書（市税の滞納のない旨の証明書）（写し可 発行後3箇月以内のもの）

納税証明書（法人税及び消費税又は地方消費税の滞納のない旨の証明

書) (写し可 発行後3箇月以内のもの)

カ J Vで参加申込する場合

(ア) 共同企業体概要書(様式第4号)

(イ) 共同企業体協定書(別添様式)

(ウ) 業務の実施体制調書(様式第5号)

(エ) 配置予定技術者調書(様式第5号の1～第5号の3)

(オ) 委任状(様式第6号)

キ S P Cで参加申込する場合

(ア) 特別目的会社協定書(別添様式)

(2) 提出期限

令和7年11月10日(月)午後5時まで(必着)

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(3) 提出先

越前市 建設部 上下水道課

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

(5) 提出部数

2部

9 企画提案書等の内容及び提出方法

第1次審査結果通知書(様式第10号の2)にて企画提案書等の提出を要請された者は、要求水準書により企画提案書等を作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第7号)

(ア) 会社の概要及び財務状況

(イ) 受託実績

A 受託実績の概要を挙げ、受託業務実施にあたって工夫した点及び他

社より優れていると考えられる点

(ウ) 業務実施体制

- A 業務の実施体制、人員の配置、責任分担に関する考え方
- B 運転管理体制（平日、休日、夜間の各体制）
- C 配置予定の統括責任者、業務責任者及び従事者の資格及び実務経験
- D 配置予定従事者を確保することにあたっての考え方と雇用、異動の計画
- E 緊急連絡体制及びバックアップ体制

(エ) 業務実施計画

以下の業務に関する取組み内容

- A 運転監視業務
- B 巡視点検・設備保全業務
- C 水質管理業務
- D 防犯業務
- E 維持管理業務
- F 事務業務
- G 修繕等業務
- H 管理・調達業務
- I 漏水調査業務
- J その他

(オ) 危機管理体制

- A 自然災害や地震、渇水等対策その他の危機管理項目ごとの備えや体制
- B 水質事故や漏水や大規模断水などの緊急時における備えや体制
- C 新型コロナ等の感染症対策における備えや体制
- D 苦情処理や不当要求等に対する具体的な対策

(カ) 漏水調査業務体制

- A 業務の体制及び人員の配置について
- B 有効率（有収率）向上に対する取組みや技術提案

(キ) 修繕業務体制

- A 水道施設に故障等が発見されたときの対応
- B 修繕を行う上での計画の作成や施設・設備の延命化の方策
- C)水道施設等の修繕を行う上での相違工夫、独自の取組み

(カ) 地域貢献

- A 従業員の地元雇用
- B 物品調達、外注委託等の本市内業者への発注計画
- C その他、地域貢献に対する提案

(ク) その他業務委託に係る提案

- A 組織内の知識や経験、技術の蓄積・継承の体制
- B 本市職員への知識や技術等のフィードバック
- C 本市の水道事業のサービス向上や経費削減につながる創意工夫、独自の提案
- d 独自提案にかかる費用について（提案額内、提案額外か）

イ 見積書及び積算内訳書（任意様式）

※ 見積書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載すること。

ウ 上記ア・イの電子データ（CD又はDVD）（ファイル形式はオフィスアプリケーションやPDFとする。）

(2) 提出期限

令和7年11月27日（木）午後5時まで（必着）

※土曜日、日曜日及び祝日は除く

(3) 提出先

越前市 建設部 上下水道課

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。また、提出書類は、日本産業規格A4判サイズとし、企画提案書には表紙、目次及びページ番号を付し、総ページ数を40ページとする。

ジ以内とする。

(5) 提出部数

原本1部、副本8部（複写可）とする。

10 審査方法及び評価基準

(1) 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定を公平かつ公正に実施するため、水道施設運転管理業務包括委託プロポーザル審査会（以下「審査会」をいう。）を設置する。なお、審査会は非公開とする。

(2) 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

ア 第1次審査（書類審査）

参加表明書の提出を受け、第1次審査（書類審査）において参加資格要件を満たしているかの審査を行い、参加資格を有すると認めた者にあつては第1次審査結果通知書（様式第10号の2）にて書面により通知する。参加資格を有しないと認めた者にあつては第1次審査結果通知書（様式第10号の3）にて書面により通知する。

なお、複数の参加表明があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合には、参加資格要件を満たすものの中から、提出書類（参加表明者）を審査し、一定基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定する。

（ア）実施日 令和7年11月14日（金）

（イ）結果通知日 令和7年11月20日（木）

イ 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第2次審査は次の日程により実施するものとし、企画提案書等についてのプレゼンテーション等を実施し、総得点が高いものから順に順位付を行い、最も高いもの及び次点のものを特定する。なお、総得点が総配点の60点に満たない事業者は、上記の規定に関わらず受託候補者としていない。また、企画提案事業者が1者の場合、第2次審査を実施し総得点

が総配点の70点以上を受託候補者とする。

審査会は企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について総合的に判断し、総得点が最も高い企画提案事業者を受託候補者として選定する。なお、総得点が同点の場合、評価項目の「提案内容評価」の評価点の高い者を受託候補者とする。

ただし、企画提案書の内容等によって本業務の目的を達成することができないと判断されたときは、選定しない場合がある。

また、企画提案事業者が1者のみであるときは、受託候補者の特定において競争性があるか十分に検討した上で、審査会で協議して、その取扱いを決定するものとする。

(ア) 実施日 令和7年12月12日(金)

(イ) 実施時間

企画提案事業者の持ち時間は、概要説明を30分以内、ヒアリングを20分程度実施する。

(ウ) 実施方法

A プレゼンテーションの形式は自由とする。希望する企画提案事業者は電子機器を用いて行うことができる。

B プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできないものとする。

C 出席人数は、企画提案書等の内容を熟知している者で4名以内とする。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書(様式第8号)により、企画提案書と併せて提出すること。

D 企画提案事業者が1者しかなかった場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションは実施する。

(3) 審査基準

別紙「プロポーザル評価基準表」により審査する。

(4) 組織評価点の算出方法

別紙「プロポーザル評価基準表(総配点100点)」に基づき算出する。

(5) 企画提案評価点の算出方法

別紙「プロポーザル評価基準表」に基づき審査員が審査し、採点を行い、審査員全員の平均点を企画提案評価点とする。なお、算出された企画提案評価点は平均点の少数点以下第1位までとし。小数点第2以下は切り捨てとする。

1.1 審査結果の通知

審査結果は、全企画提案事業者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式第10号の1）にて通知する。

1.2 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) プレゼンテーションに理由なく欠席した場合。
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。
- (7) 提出された参考見積額が、契約上限額を超えている場合。

1.3 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。この場合において、受託候補者として特定された者から見積書を徴収する。ただし、市が定めた予定価格の超過、及び協議により合意に至らない場合は第2順位の者と協議を行うものとする。

1.4 契約保証金

この業務に係る契約保証金は、越前市契約規則（平成17年規則第54号）

第 25 条及び第 26 条の規定に基づき取り扱うものとする。

1.5 その他

- (1) 提案期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て参加申込事業者の負担とする。
- (4) 企画提案書等の著作権は参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要となる場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。

1.6 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限	備考
公告	令和 7 年 10 月 24 日（金）	
質問受付締切り	令和 7 年 10 月 31 日（水）	
質問回答	令和 7 年 11 月 6 日（木）	
参加表明書の受付締切り	令和 7 年 11 月 10 日（月）	
第 1 次審査（書類審査）	令和 7 年 11 月 14 日（金）	
参加資格審査結果通知	令和 7 年 11 月 20 日（木）	予定
企画提案書等受付締切り	令和 7 年 11 月 27 日（木）	予定
第 2 次審査（第 2 回審査会）	令和 7 年 12 月 12 日（金）	予定
審査結果通知	令和 7 年 12 月 19 日（金）	予定
契約締結	令和 8 年 1 月 13 日（火）	予定
委託業務開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）	

※ 都合により日程を変更する場合がある。

1 7 担当部署（提出先・問合せ先）

越前市 建設部 上下水道課

郵便番号 9 1 5 - 8 5 3 0

住所 越前市府中一丁目 1 3 番 7 号

電話番号 0 7 7 8 - 2 2 - 7 9 1 8

F A X 番号 0 7 7 8 - 2 5 - 4 6 6 6

電子メール suidou@city.echizen.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.echizen.lg.jp>